

1.3 青少年のインターネット利用環境に関する制度、法及び政策とその背景

1.3.1 青少年、その保護者及びその他一般に対する教育・啓発

連邦取引委員会のプライバシー・イニシアチブ⁷⁵

連邦取引委員会（Federal Trade Commission、FTC（以下、FTC））のプライバシー・イニシアチブでは、児童オンライン・プライバシー保護法⁷⁶も含め、教育・啓発に向けての多くの情報を提供している。

また、FTCでは、消費者を対象とした「ソーシャル・ネットワーキング・サイト：保護者へのガイド⁷⁷」を作成し、一般消費者に対して、安全性なインターネットの利用についての教育・啓発をしている。

今日、ソーシャル・ネットワーキング・サイトは、5～6歳の低学年の子どもも含む10代の青少年に人気がある。各ソーシャル・ネットワーキング・サイトでは、10代の子どもの利用に対して、大人の利用の場合と区別し、コミュニケーションにおける制限を設けている。FTCでは、それでも、保護者が子どもの交流に関しての安全面での教育をすることは必要だとして、インターネット上での子どもの情報を保護者が管理できるよう、児童オンライン・プライバシー保護法の詳細が紹介されている。

司法省の青少年司法・非行防止事務局の ICAC タスク・フォース・プログラム⁷⁸

米国司法省の青少年司法・非行防止事務局（Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention、OJJDP）では、1998年より、インターネット上における青少年に対する犯罪防止を目的に、Internet Crimes Against Children（以下、ICAC）タスク・フォース・プログラム（ICAC Task Force Program）を立ち上げている。同プログラムは、州と自治体の警察機関が共同で、誘惑行為や児童ポルノに対して迅速に対応できるようにすることを目的として、関係者へのトレーニングや技術支援（Training and Technical Assistance Program）などを行っている。

ICACのTraining and Technical Assistance Programには、非営利団体のGirls Educational and Mentoring Services（以下、GEMS⁷⁹）と協力したプログラムなどが含まれ、同団体は、特に女性や少女の商業的な性的搾取に関する問題を扱っている。GEMSは、ICACのタスク・フォースがビジネスとして子どもの性的搾取を行う犯罪ケースに対する取組を更に強化できるように、関係者へのトレーニングと技術支援を行っている。

⁷⁵ FTC、<http://www.ftc.gov/privacy/privacyinitiatives/childrens.html>

FTC、http://www.ftc.gov/privacy/privacyinitiatives/childrens_educ.html

⁷⁶ 詳細は後述 1-3-4（45 ページ）を参照。

⁷⁷ FTC、<http://www.ftc.gov/bcp/edu/pubs/consumer/tech/tec13.shtm>

⁷⁸ OJJDP、

<http://ojjdp.ncjrs.gov/programs/ProgSummary.asp?pi=3&ti=1&si=2&kw=&PreviousPage=ProgResults>

⁷⁹ Girls Educational and Mentoring Services トップページ、<http://www.gems-girls.org>

米国司法省の Computer Crimes and Intellectual Property Section⁸⁰

米国司法省の Computer Crimes and Intellectual Property Section (以下、CCIPS) は、コンピューター犯罪や知的所有権を扱う部署であるが、その業務の一環として、連邦、州、警察、検察官、他の政府関係者などへのトレーニングを行っており、場合によっては他国の依頼にも応じてトレーニングを提供している。また、同部署の弁護士は、民間の弁護士やシステムオペレーター、情報セキュリティーの専門家等、コンピューター犯罪や知的所有権の侵害に関心のある団体に対して、講演などを通じて情報の提供を行っている。

その他、保護者・教育者向けのウェブサイトや子ども向けのウェブサイトを設けて、教育・啓発活動を行っている。青少年に対しては、インターネット上での道徳を教える Cyberethics for kids⁸¹、保護者や教育者などにはコンピューターに関しての防犯レッスンプラン (Computer Crime: A Lesson Plan Outline for Teachers of Elementary and Middle School Children) を提供している。

司法省連邦捜査局の「安全なインターネットの利用への保護者のガイド」

また、米国司法省では、保護者や他の大人がインターネット上の危険性から子どもを保護する方法を、連邦捜査局のウェブサイトで紹介している (安全なインターネットの利用への保護者のガイド、Parent's Guide to Internet Safety⁸²)。

カリフォルニア州

カリフォルニア州教育省の教育規約

カリフォルニア州では、教育規約 51870-51874 条により、カリフォルニア技術支援計画⁸³ (The California Technology Assistance Project、CTAP) が定められており、各学区は同州教育省より技術補助金を受ける条件として、教育技術計画を設けることが義務付けられている。同計画においては、「教室における安全、適切、倫理的なインターネットの使用、盗作を回避し著作権を尊重する姿勢」を、生徒と教師に教育することが活動内容に含まれ

⁸⁰ Computer Crimes and Intellectual Property Section、Training Opportunities、
<http://www.justice.gov/criminal/cybercrime/training.htm>

Computer Crimes and Intellectual Property Section、Cyberethics、
<http://www.justice.gov/criminal/cybercrime/cyberethics.htm>

⁸¹ Rules in Cyberspace Cyber for Kids トップページ、
<http://www.justice.gov/criminal/cybercrime/rules/kidinternet.htm>
Cyber Ethics for Teachers What is a Computer Crime?

<http://www.justice.gov/criminal/cybercrime/rules/lessonplan1.htm>

⁸² 1999 REPORT ON CYBERSTALKING: A NEW CHALLENGE FOR LAW ENFORCEMENT AND INDUSTRY、
<http://www.justice.gov/criminal/cybercrime/cyberstalking.htm>

米国司法省と連邦捜査局による「安全なインターネットの利用への保護者へのガイド (Parent's Guide to Internet EDUCATION CODE、Safety)」<http://www.fbi.gov/publications/pguide/pguidee.htm>

⁸³ California Technology Assistance Project、CTAP、<http://www.myctap.org/>

ている⁸⁴。

また、同州では2006年に、教育規約51871.5条が制定され、学校側が同計画書を作成するに当たり、その内容について、安全なインターネットの利用を学生と教師に指導することを義務付けている。

安全なインターネットの利用

カリフォルニア州では、「Cyber Safety for Children⁸⁵」というサイトを設け、インターネットの安全な利用についての啓発活動を行っている。これは、カリフォルニア州の個人情報保護室（the California Office of Privacy Protection）が行うプログラムの一環で、子どものインターネットの利用増加に対応して、2006年に開始された。

このサイトの運営に当たって同室は、青少年の安全なインターネットの利用に関するカリフォルニア州同盟⁸⁶（the California Coalition on Children's Internet Safety）と協力体制を敷いている。同同盟のメンバーは、各分野の第一人者として活躍する専門家で、同サイト内では、保護者、教育者、地域社会の指導者に向けての一連の教育プログラムとして、子どもが安全にインターネットやSNSなどを利用したりできるように、家庭でのルールの設定などを指導している。

Cyber Safety for Childrenの保護者のページでは、子どものインターネット利用についての家庭におけるルール例が掲載されており、例えば、Microsoftの「WiredKids」のサイトから提供されているルール例が紹介されている。その中には、例えば、青少年はリビングルームでコンピューターを利用すること、などといったルールがある。また、青少年がコンピューターを利用できる時間を制限するなどの、ペアレンタル・コントロールの必要性も強調している。

また、Cyber Safety for Childrenでは、保護者は子どもに対して、インターネットの利用における基本的な姿勢を持つことが必要で、子どもがコンピューターを正しく利用できるように、お互いの話し合いを積み重ねることが重要であると指摘している。Cyber Safety for Childrenは、その話し合いの中で保護者は子どもに対して、個人的な住所やカード番号などの情報をインターネット上に提供することが犯罪に繋がりにかぬない、などを意識さ

⁸⁴ Cyber Safety for Children 教育者のページ、<http://www.cybersafety.ca.gov/educators.htm>
<http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/displaycode?section=edc&group=51001-52000&file=51870-51874>

⁸⁵ Cyber Safety for Children トップページ、<http://www.cybersafety.ca.gov/>
Cyber Safety for Children についてのページ、http://www.cybersafety.ca.gov/about_us.htm
Cyber Safety for Children 教育者のページ、<http://www.cybersafety.ca.gov/educators.htm>
Cyber Safety for Children 提携同盟のページ、<http://www.cybersafety.ca.gov/coalition.htm>
教育における規定 EDUCATION CODE、

<http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/displaycode?section=edc&group=51001-52000&file=51870-51874>

⁸⁶ カリフォルニア州個人情報保護室が、他の団体と情報交換などを行っており、同盟関係としてパートナーシップを結んでいるもの。

せることが必要となるとしている⁸⁷。

学校と PTAs への講演事務局

青少年の安全なインターネットの利用に関するカリフォルニア州同盟では、講演事務局 (Speaker Bureau for Schools and PTAs) を設け、幼小中高等学校の保護者と教師を対象とした会議に講演者を派遣している。各講演者はビジネス、政府、民間非営利組織から招聘された専門家で、サイバー・スペースにおける危険性の早期発見や、子どもの保護の方法を伝授している。安全な SNS の利用、子どもとデジタル・メディア、ネットいじめ、コンピューターと家族の保護などのテーマで講演を行い、積極的な教育・啓発に取り組んでいる⁸⁸。

テキサス州検事局では、ネット安全担当官 (Cyber Safety Officer) という部署を 2003 年に新たに設け、安全なインターネットの利用に関して、教育・啓発に取り組んでいる。例えば、担当官が、各警察機関や教師や学校のスタッフを実際に訪問し、インターネットに関しての講習を行ったり、各地域に赴き、保護者に対して講習なども行っている。時には、学校の生徒に対して、その年齢に相応しいカリキュラムを提供している。カリキュラムに関しては、全米規模の民間機関である NetSmartz のサイトが提携している「Parents & Guidance」、「Educators」、「Law Enforcement」、「Teens」、「Kids」等のカリキュラムを利用している⁸⁹。

Computers for Learning

Computers for Learning とは、学区内の恵まれない子ども及びその家族に対して、中古のコンピューターやインターネットのサービスを提供するために、2000年に設立された非営利団体 (501-c-3⁹⁰) である。同団体では、民間企業、州政府、合衆国政府、非営利組織、学区等が寄贈した中古のコンピューターをボランティア技術者が修理し、ソフトウェアをインストールするなどして使用可能な状態に組み立て直し、対象となった各家庭に提供している。テキサス州保健福祉局 (The Texas Health and Human Services Commission, HHSC) がこのプログラムの拡大のための援助を行っており、寄贈したコンピューターのプログラムのインストール、コンピューター在庫を保管する倉庫、メンテナンス・サポートなどを行っている⁹¹。

⁸⁷ カリフォルニア州個人情報保護室からの情報入手。2010年11月18日ヒアリングより。

⁸⁸ カリフォルニア州個人情報保護室からの情報入手。2010年11月18日ヒアリングより。

講演事務局、http://www.cybersafety.ca.gov/speakers_bureau.htm

⁸⁹ テキサス州検事局事務所担当者へのヒアリング (2010年11月22日)。

⁹⁰ 正式には、米国国税収入局の規約 (Section 501(c) of the United States Internal Revenue Code (26 U.S.C. § 501) のこと、501-c-3 は、米国での税金免除を指し、非営利団体や協会のこと。

⁹¹ 2010 City of Austin Digital Inclusion Awards Nominees

<http://www.gtops.org/wp-content/uploads/2010/02/Nominees.pdf>

コンピューターを寄付する際には、受け取り側の各生徒と保護者に対して、コンピューターの維持の方法や、安全なインターネットの利用についての訓練を行っている。この訓練に参加して初めてコンピューターを自宅に持ち帰ることができる。なお、生徒が高校を卒業するまでは、コンピューターの修理などのアフターサービスも行っている。

iKeepSafe Internet Safety

テキサス州の検事局 (Texas Attorney General Office) では、同局のサイト内において、教育用ビデオの提供を行っている。その中には、青少年が賢明にインターネットを利用できる方法を、「ネット・スマートな青少年からの助言 (Tips from Cyber-Smart Kids)」といったタイトルで紹介している。この中では、インターネットでのチャットなどで実名や個人情報を提供しないことを教えている。また、保護者が自分の子どもをインターネット上で保護するための方法「Tips for Parents on Protecting Your Children Online」では、青少年への助言と同様に、個人情報を提供しないように、自分の子どもへ教育を行うことや、コンピューターの設置場所やインターネット使用についての家庭のルールを設けることなどを、子どもとその保護者に対して教育と啓発を行っている⁹²。

computer for learning Background、
http://www.hhsc.state.tx.us/hhsc_projects/CFL/background.shtml
computer for learning Partners、http://www.hhsc.state.tx.us/hhsc_projects/CFL/partners.shtml
⁹² テキサス州の図書館士へのヒアリング。
テキサス検事局Cyber Safety、<http://www.oag.state.tx.us/criminal/cybersafety.shtml>
テキサス検事局Tips from Cyber-Smart Kids、<http://www.oag.state.tx.us/criminal/kidtips.shtml>
テキサス検事局Tips for Parents on Protecting Your Children Online、
<http://www.oag.state.tx.us/criminal/parenttips.shtml>
テキサス検事局Tips for Consumers、<http://www.oag.state.tx.us/criminal/consumertips.shtml>
Internet Keep Safe Coalition、To the parents in Texas、
http://www.ikeepSAFE.org/iksc_statemessage/state.php?abbr=TX

1.3.2 インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング

児童インターネット保護法⁹³

上述したとおり、児童インターネット保護法（The Children's Internet Protection Act、CIPA）では、E-料金を受け取る場合には、学校や図書館に対して、コンピューターにフィルタリング・ソフト等をインストールすることを義務化している。学校と図書館は、同法が求める技術的な方法（フィルタリング等）を設定しない場合、E-料金プログラム（インターネットの利用料について割引を受けられる）を活用することができない。具体的には、以下に示す内容のコンテンツをブロックするか、もしくは、フィルタリングをかけることが義務付けられている。学校などの公共機関は、その条件に適応することで、E-料金プログラムを利用することができる。

(a) わいせつ物

(b) 児童ポルノ

(c) コンピューターにアクセスする未成年者に対して有害なもの。

現在は、公私立の小学校から高校までを含む80～90%の学校がCIPAの規制に従い、この制度を利用している⁹⁴。

このインターネットの安全対策を実施する前に、学校と図書館はこの取組に関して、少なくとも一回は公開ヒアリングもしくはミーティングを開催しなければならない。

また、一般の保護者に関しては、フィルタリングによるインターネットの利用規制は無いが、保護者自身の判断で、自主的にプロバイダが提供するフィルタリング・ソフトや、利用時間の制限などのペアレンタル・コントロールのオプションを採用している⁹⁵。

カリフォルニア州におけるフィルタリングに関する規則は、合衆国法典の児童インターネット保護法に準じており、E-料金を利用する学校や図書館等の公共施設に対して、未成年者にとって有害と思われるサイトへのアクセスを制限するか、または、フィルタリング・ソフトをインストールすることが義務付けられている⁹⁶。

また、同州では学校や図書館に対して、未成年者のインターネット利用の監視、不正ア

⁹³ 連邦通信委員会の消費者・国勢局 (Consumer & Governmental Affairs Bureau)、児童インターネット保護法、

<http://www.fcc.gov/cgb/consumerfacts/cipa.html>

連邦通信委員会児童インターネット保護法、

http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/ntiageneral/cipa2003/CIPAreport_08142003.htm

⁹⁴ FCC へのヒアリング (2010年11月19日)。

⁹⁵ CTIA へのヒアリング (2010年11月18日)。

⁹⁶ Cyber Safety for Children、<http://www.cybersafety.ca.gov/>

California Department Education Publication、Taking Center Stage Act II、TSCII)、Internet safety、<http://pubs.cde.ca.gov/tcsii/ch8/internetsafety.aspx>

クセス防止、権限のない個人情報の配布等に関する規定（安全なインターネットの利用に取り組む利用規定(Acceptable Use Policy、AUP)）を導入することも義務付けている。

資料「保護者へのオンライン安全面での助言⁹⁷⁾」の配布

また、同州の Cyber Safety for Children においては、「保護者へのオンライン安全面での助言」という資料を保護者に配布し、フィルタリング・ソフトのインストールを推奨している。ただし、一般市民が使用するコンピューターのフィルタリングの設定に関する規制や制度は見当たらない。

テキサス州法でも、フィルタリングに関する規制は、児童インターネット保護法に準じている。ただし、テキサス・インターネット・サービス・プロバイダ協会(Texas ISP Association)によると、テキサス州のインターネット・サービス・プロバイダ (ISP) には、自社のサイトにフィルタリング・ソフトのサイトへのリンクを貼ることが義務付けられている⁹⁸⁾。

同協会によると、1997年にテキサス立法府の第75回通常議会において、当時の下院法案(1,300 House Bill、HB)が法制化され、この下院法1,300条においてインターネット・サービス・プロバイダは、ウェブサイトのトップページ上で、フィルタリング・ソフト等に関する情報提供と、各サイトへのリンクが義務付けられている⁹⁹⁾。

なお、テキサス州法においては、フィルタリングによるインターネットの利用規制は無い。他方、同州の検事局では保護者に対して、各サービス・プロバイダが提供するペアレンタル・コントロール¹⁰⁰⁾のサービスオプションを選択し利用することを薦めている¹⁰¹⁾。

⁹⁷⁾ Cyber Safety for Children、Online Safety Tips for Parents、
<http://www.cybersafety.ca.gov/res/docs/pdf/Online-safety-tips-for-parents.pdf>

⁹⁸⁾ Texas ISP Association、Net Filters and Tools to block objectionable material、
<http://www.tispa.org/info/kinnaman/filtering.htm>

⁹⁹⁾ Texas Legislature Online (テキサス州議会) History、
<http://www.legis.state.tx.us/BillLookup/History.aspx?LegSess=80R&Bill=HB1300>

¹⁰⁰⁾ 一般的なペアレンタル・コントロールと同様に、子どもがインターネットにアクセスできる時間帯を設定するなど、保護者によって子どものインターネットの利用を管理できるプログラム。

¹⁰¹⁾ テキサス州検事局事務所担当者へのヒアリング (2010年11月22日)。

1.3.3 関連民間団体に対する支援

米国では歴史的に、政府が非営利団体の活動を積極的に利用することで、民間団体が政府事業の代行的な役割を担い、社会サービスを提供するという形態が定着している。青少年のインターネット上での犯罪被害等の防止に関しても、同様に政府と民間団体との協力体制が見られる。

数多くの非営利団体が政府の協力を得て積極的な活動を行い、より効果的な防止が出来るように、官民一体となり犯罪防止に努めている。

全米失踪・被搾取子どもセンターと連邦議会命令¹⁰²

全米失踪・被搾取子どもセンターとは、1981年に発足した非営利団体(501(c)(3))であるが、1984年、当時のレーガン大統領がホワイトハウスで公式な開設の式典を行うなど、政府と密に活動するという内容においても特別な民間団体である。その活動は、米国司法省と連携して、失踪児童の捜索や子どもの性的搾取の防止、あるいは誘拐や性的虐待を受けた子どもと家族をサポートすることである。1984年に議会で制定された「失踪児童に対する援助法(Missing Children's Assistance Act)」において、全米失踪・被搾取子どもセンターは子ども失踪事件発生に際して法的に、連邦捜査当局との連絡役としての役割を義務付けられている。

また、「Child Abuse Protection and Treatment Adoption, as updated Keeping Children and Family Safe Act of 2003」は子ども・家族安全法の修正法だが、同法によって連邦や州の犯罪調査記録は同センターに提供されることとなった。なお、合衆国政府からは同センターに対しては年間約3,256万ドル(2005年)の補助金が支給されている。

全米失踪・被搾取子どもセンターは、合衆国法典42編 U.S.C. 5771条 et seq. と、5119a条「連邦議会により義務付けられている特定業務」¹⁰³に基づき、業務を実行する義務があり、これは合衆国法典42編 U.S.C. 5771条以下に記載されているセンターが米国司法省のパートナーとして組織の機能を果たし、リソースセンター/情報センターとしての役割をする

¹⁰² 全米失踪・被搾取子どもセンター：サイバー・チップライン(CyberTipLine)

子ども保護全米リソース・センター(The Nation's Resource Center for Child Protection) トップページ、<http://www.missingkids.com/>

子ども保護全米リソース・センター、Congressionally Mandated CyberTipline Reporting Categories、http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2447

子ども保護全米リソース・センター、Child Sexual Exploitation、

http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2815#2

¹⁰³ 子ども保護全米リソース・センターが、20項の特定業務を義務付けられている。

19項目は、42 U.S.C. § 5771 et seq. で特定され、残りの1項目は、42 U.S.C. 5119a に記述されている。http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode42/usc_sec_42_00005771----000-.html

Congressional Mandates for the National Center for Missing & Exploited Children

http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=4327

という内容に準じている。また最近、合衆国法典 42 編 U. S. C. 5119a 条に記載された新たな追加命令に対しても、その法令を遵守する義務がある。その義務の中には、警察機関、州・地方政府、犯罪司法関連、公共・民間の非営利団体や個人に対して、青少年の失踪者や搾取者に関する防止・捜査・起訴・その処置などについての技術的な援助や、訓練を提供することが定められている。

具体的には、前述した「Project Safe Childhood¹⁰⁴」イニシアチブにおいて、全米失踪・被搾取子どもセンターはトレーニング・プログラムを提供したり、ICAC のタスク・フォースや連邦・州警察と密接な連携をとることになっている。

この共同イニシアチブでは、司法省の指令の下、インターネット上の搾取から子どもを救済する目的で、被害者の割り出しと救済を同時に行っている。

サイバー・チップライン

全米失踪・被搾取子どもセンターが運営している「サイバー・チップライン」は、1998 年 3 月に合衆国法典によって設立された制度であるが、それ以降、インターネット・プロバイダや一般ユーザーにより、児童ポルノなどの有害情報は「サイバー・チップライン」に通報される¹⁰⁵。

サイバー・チップラインは、第 1 章の 1-1-1 で述べたとおり、児童ポルノの所有・製造・配布、インターネット上における誘惑・児童買春、子どもとの性交が目的の旅行、家庭外における子どもへのいたづら、子どもに送られる迷惑わいせつ文書、虚偽的ドメイン名・デジタル画像などに関して報告を受け、警察機関などとの協力の下、犯罪を未然に防ぐための取組を行っている。なお、サイバー・チップラインは、1 日 24 時間、年中無休で運営されている。

EIE¹⁰⁶

前述 1-2 で述べた EIE は、2005 年 9 月、米国司法省の少年司法・非行防止事務局からの支援を受け、安全なインターネットの利用に関する啓発プログラム Internet Safety 101 を開始している。同プログラムは、青少年がインターネットを利用する際に起こる可能性のある危険を未然に防ぐことができるように、保護者や他の成人の擁護者などに対して「犯罪から青少年を守るよう努める第一線者での立場」となるべく教育し、啓発するものである。

また、EIE は他の団体と共同で、安全なインターネットの利用に関するセミナーやマルチメディアに対応する訓練などを提供しており、また、テレビなどのメディアを通じたメディア・キャンペーンや、一般家庭向けのパンフレットなどを発行している。

¹⁰⁴ USDOJ: about Project Safe Childhood、<http://www.projectsafechildhood.gov/about.htm>

¹⁰⁵ サイバー・チップラインについての詳細は 1-1-1 の 2 ページを参照。

¹⁰⁶ Enough Is Enough Making the Internet Safer for Children and Families、http://www.enough.org/objects/6986_xxenough.pdf

■カリフォルニア州

カリフォルニア州の個人情報保護室では、子どものインターネットの安全な利用に関するカリフォルニア州同盟¹⁰⁷とパートナーシップを持つことで、地元はもちろんのこと、全米の非営利団体や民間組織の活動を支援し協力体制をとって、安全なインターネットの利用に関する取組を行っている。

■テキサス州

テキサス州オースティン市では、一般市民がより多くテクノロジーに触れる機会を与えることを目的に活動している民間団体や非営利団体に対して、「City of Austin Grant for Technology Opportunities Program(以下、GTOPs)」¹⁰⁸という制度の下で助成金を交付している。また、それらの団体の中から、最も社会に貢献している団体に対して、Digital Inclusion Award¹⁰⁹という賞を贈呈している。同賞を受けるには、オースティン市内で活動を行い、GTOPsより助成金を受け、そのプログラムが社会に貢献していることが条件となる。この賞の候補者には、エの①の項で述べるオースティン市の児童保護施設（Austin Children's Shelter）やGirlstartなど、青少年が利用するインターネットの環境改善について活動している民間団体が含まれる。

1.3.4 ウェブサイト運営者等が青少年による有害情報の閲覧を制限する措置などを取った場合における民事責任の制限

米国においては、ウェブサイト運営者が青少年による有害情報の閲覧を制限する処置をとった場合における民事責任の制限に関する規定は見られない。例えば、2000年4月に制定された児童オンライン・プライバシー保護法は、自分の子どもがどのような情報をインターネット上で収集しているのか、また、その情報をどのように子どもが使用しているのかを、保護者が管理できるようにすることが主な目的である¹¹⁰。以下に該当する者は、同法の規則の適用を受ける。

¹⁰⁷ California Coalition on Children's Internet Safety、
<http://www.cybersafety.ca.gov/coalition.htm>

¹⁰⁸ 2010 City of Austin Digital Inclusion Awards、
<http://www.gtops.org/wp-content/uploads/2010/02/Nominees.pdf>
Grant for Technology Opportunities Program、http://www.gtops.org/?page_id=197

¹⁰⁹ Digital Inclusion とはデジタル・テクノロジーの一体化をはかり、個人をはじめ障害者など一般に普及することを示している。

¹¹⁰ COPPA - Children's Online Privacy Protection Act、<http://www.coppa.org/comply.htm>
連邦取引委員会 (FTC) The Children's Online Privacy Protection Act、
<http://www.ftc.gov/privacy/privacyinitiatives/childrens.html>
連邦取引委員会 (FTC) An FTC Roundtable、<http://www.ftc.gov/bcp/workshops/coppa/index.shtml>
連邦取引委員会 (FTC) Social Networking Sites: A Parent's Guide、
<http://www.ftc.gov/bcp/edu/pubs/consumer/tech/tec13.shtml>